

## 物納制度の見直し

制度調査部  
鳥毛 拓馬

### 物納手続が迅速化・明確化され、物納許可基準も明確に

#### 【要約】

2006年度の税制改正では、相続税の物納制度の抜本的な見直しが行われた。

今回の改正により、物納できる財産の範囲が広げられ、また、物納申請から許可までの期間が大幅に短縮されることになる。

今回の改正は、2006年4月1日以後の相続開始により財産を取得した場合に適用される。

2006年度の税制改正では、相続税の物納制度の抜本的な見直しが行われた。

今回の改正により、物納許可基準が明確になり、また、物納手続が迅速化・明確化されるので、物納申請から許可までの期間が大幅に短縮されることになる。

本稿では、物納制度の概要、要件について説明した上で、2006年度税制改正により改正された点について解説する。

今回の改正は、2006年4月1日以後の相続開始により財産を取得した場合に適用される。

#### 1. 物納制度とは？

物納制度とは、一言で言えば、金銭で相続税を納付することが困難な場合に、相続した財産で納税するという制度である。相続税に限って認められている。

本来、税金は、金銭で納付しなければならないのが原則である（金銭納付の原則）。しかし、期限内に金銭で全額を納付することが困難な場合に、特例として延納（一定の年数の期間に分割して納付すること）による金銭納付が認められている。

もっとも、延納によっても金銭で納付することが困難な場合がある。例えば、金銭は相続せず、相続した財産が不動産や非上場株などの場合で、しかも、多額の相続税を納めなければならない場合があると。この場合、相続した財産をすぐに換金できず、現金で相続税を支払えないこともあり得る。そこで、このような場合に備えて、相続税法では例外的に物納が認められているのである。

## 2 . 改正の理由

改正の理由としていくつか考えられるが、まず一つには、物納申請から許可までに長期間かかっていたので、物納手続を円滑化、迅速化する必要があったということが挙げられる。従来の物納手続は煩雑であり、しかも時間がかかっていたので、これを是正する必要があったのである。

もう一つの理由としては、物納許可基準が不明確で分かりづらかったということも挙げられる。どの物を物納対象としてよいか曖昧な部分もあったので、許可基準を緩和し、明確にする必要があったのである。

今回の改正により、物納制度は、納税者にとって分かりやすい仕組みになったといえる。

なお、今回の改正では、物納財産が複数ある場合には、それぞれの財産ごとに物納の許可又は却下が行われることが明らかになった。これも分かりやすい仕組みになった一例ということができる。

## 3 . 物納の要件

以下の要件を満たす場合に物納による納付が認められる。

- ・ 延納によっても金銭で納付することが困難な金額の範囲内であること
- ・ 申請財産が物納の対象になる財産で申請順位によっていること
- ・ 物納申請書及び物納手続関係書類を期限までに提出すること
- ・ 物納適格財産であること

物納の対象になる財産とは、相続税が課税された以下の財産で、国内にあるものが対象になる。原則として、第1順位 第2順位 第3順位の順で物納しなければならない。そもそも、物納制度は、納税者に代わって国が納められた物を売却して金銭に換えることによって、税金として役立てる制度である。したがって、国が処分しても現金になりやすい財産が優先されているのである。

- ・ 第1順位 国債、地方債、不動産、船舶
- ・ 第2順位 社債、株式、証券投資信託・貸付信託の受益証券
- ・ 第3順位 動産

なお、相続時精算課税制度の適用を受けた場合の生前贈与財産は物納の対象にならない。

## 4 . 物納不適格財産の明確化

物納不適格財産とは、例えば、抵当権等の担保権の目的となっている財産、所有権の帰属等について係争中の財産、譲渡制限株式などである。

従来、物納不適格財産については、法令上に詳細な規定はなく、相続税法基本通達で規定されてい

た。今回の改正では、**物納不適格財産**について、その基準を政令と財務省令で細かく規定することにより、できる限りその範囲が明らかにされた。法令に規定された物以外の財産は物納可能になるということで、制度の透明性を高めることになることが期待されている。

## **5 . 物納劣後財産の設置**

**物納劣後財産**とは、他に物納適格財産がない場合に限り物納が認められる財産のことである。例えば、市街化調整区域内の農地・山林、接道条件を充足していない土地（いわゆる無道路地）などである。

これまで、ある財産が上記の**物納不適格財産**に当たらない場合、どの財産を物納するかは、納税者が選ぶことができた。

しかし、今回の改正では売却の難しい財産が**物納劣後財産**として指定され、売却しやすい財産を優先的に物納できるようになった。具体的には、不動産の中で劣後するものと、そうでないもの、株式の中で劣後するものとそうでないものというように分けて、劣後しないものの物納が優先されることになった。

## **6 . 物納手続の改正**

改正前は、物納手続に必要な書類を、手続を進めていく中で個々に請求するという方法が採られていた。しかし、この方法では当然のことながら、手続に時間がかかっていた。

改正後は、物納手続の迅速化、円滑化の観点から、物納手続に必要な書類が「物納手続関係書類」として位置づけられた。原則として、納税者は、物納の申請期限までに「物納手続関係書類」を申請書に添付して提出することになった。

さらに、納税者が「物納手続関係書類提出期限延長届書」を提出することにより、3ヶ月ごとに延長届けを提出することができるようになり、提出期限を最大で1年間延長することが可能になった。

## **7 . 審査期間の制定**

改正前の制度では、審査期間についての規定はなかった。また、物納手続の書類が規定されていなかったこと、物納の審査が遅れても納税者には特段不利益になるということもなかったなどの様々な事情が重なった結果、審査に時間がかかっていた。納税者が物納の許可を得るまで1年以上かかることも多く、10年以上待たされる場合もあったという。

今回の改正により物納申請の許可に係る審査期間が制定され、審査期間は、物納申請書または物納手続関係書類の提出期限の翌日から原則として3ヶ月と規定された。

もっとも、例外として物納申請財産が多数ある場合等は6ヶ月、積雪などの理由により現地確認等の審査ができない場合は9ヶ月となる。

上記の審査期間内に許可または却下がない場合は、物納の許可があったものとみなされることになった。

## **8 . 物納申請の再申請制度**

改正前の物納制度では、物納財産が物納不適格財産にあたる場合には、財産の変更要求を行うこととされており、基本的には税務署長が変更要求を行っていた。

ところが、改正後は物納申請された財産が物納不適格財産に当たる場合あるいは物納劣後財産に当たる場合で、他に物納適格財産があるときは、税務署長は財産の変更要求ではなく物納申請を却下することができることになった。これにより制度が簡素化されたわけである。

しかし、これでは、納税義務者に酷な場合もあるということで、その却下された日の翌日から 20 日以内に 1 度だけ物納を再申請できることになった。これが物納の再申請制度である。

再申請は 1 度に限られるので、申請財産の判断については、これまでよりも注意深く行わなければならないということがいえる。

## **9 . その他の改正**

### **. 金銭による給付困難要件の明確化**

今回の改正では、前述の金銭納付の原則を徹底するために、金銭による納付が困難な場合の判定方法が法令に規定されることになった。具体的には、相続税額から、現金で納めることができる金額と延納によって納めることができる金額の合計額を控除した金額を物納可能限度額とすることとされた。

なお、法令に規定することにより、金銭による給付困難要件を判定する際には、相続財産だけでなく、納税者の固有の財産も対象として判定することが明らかにされた。

### **. 利子税**

利子税については、改正前は利子税の負担はなかった。ところが、改正後は一定の期間、つまり、納期限又は納付すべき日の翌日から、納付があったものとされた日までの間について、その期間に応じて利子税が課されることになった。

ただし、審査期間、つまり、税務署の手續に要する期間は利子税の負担は免除される。

### **. 特定物納制度（延納から物納への変更）**

これまで延納から物納への変更は認められていなかった。

今回の改正では以下の要件を満たす場合には、分納期限が到来していない税額部分について、延納

から物納への変更を行うことができるようになった。

- ・ 延納条件の変更を行っても、延納を継続することが困難な金額の範囲内であること
- ・ 申請財産が定められた種類の財産で申請順位によっていること
- ・ 申請書及び物納手続関係書類を申告期限（法定納期限）から 10 年以内に提出すること
- ・ 物納適格財産であること

## 10. 取引相場のない株式の物納

今回の改正では、主に中小企業の事業承継が円滑に行われるようにするために、取引相場のない株式（いわゆる非上場株式）の物納に関する許可基準が緩められ、物納がしやすくなった。

これまでは、「売却できる見込みがない」などを理由に物納が却下されることが多かった。経営状態がよくない会社にとってみれば、取引相場のない株式の物納は非常に難しかったといえる。

ところが、今回の改正では、譲渡制限株式が物納不適格財産に当たることから、これに当たりさえしなければ、従来とは異なり、会社の業績などとは関係なく物納が認められることになった。譲渡制限は簡単に解除できるので物納不適格財産にあたる株式は今後減ることが予想される。

ただし、売却するときに必要になる手続書類を提出する旨の確認書類が必要になることに注意しなければならない。

### 改正前

業績要件が整っており、売払いが確実に見込まれるなど、経営内容等から収納を適当と認める場合

買受確認書が提出されている場合

### 改正後

上記の要件に関わらず、譲渡制限株式以外なら物納が可能（ただし、売却時に必要となる手続書類を提出する旨の確約書は必要）

今後は、改正により自社株式の物納が増え、現金の少ない中小企業の事業承継が円滑にいくのではないかと考えられる。